申請

平成30年4月20日

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

宮城県知事 村井 嘉浩

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく 平成30年1月18日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること。 宮城県角田市及び村田町において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)のうち、「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル(露地栽培編)」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ
- 2 解除を申請する理由 別紙1,2参照

出荷制限解除後の出荷管理と検査計画

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示され宮城県角田市において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)のうち、「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル(露地栽培編)」(以下「県栽培管理基準」という。)に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年1月12日に、角田市の原木しいたけ(露地栽培)1検体から一般食品の基準値(500Bq/kg)を超える放射性セシウム(656.8Bq/kg)が検出されたため、同年1月16日に出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、市内の指標値(50Bq/kg)を超過したほだ木を廃棄し、汚染度の低い原木を県外から導入し、入れ替えるとともに県栽培管理基準によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

今回, 角田市内の生産者1名のほだ場について, 県栽培管理基準に基づいた管理が確認できたことから, 当該ロットの発生前ほだ木及び発生したしいたけの検査を実施した。

今回の検査の結果、きのこ(9 検体)は平均値 4.0 B q /kg、最大値 6.5 B q /kg ですべて基準値の 2 分の 1 以下となり、発生前ほだ木(9 検体)についても、平均値 5.3 B q /kg、最大値 8.0 B q /kg であったことから、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 宮城県角田市における管理計画

(1) 県栽培管理基準の実施

ア 生産者の管理

宮城県は角田市と連携し、角田市内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより、生産者及びほだ場の管理を行う。

イ 県栽培管理基準に即した生産の実施

宮城県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理基準により、角田市内で原木しいたけ(露地栽培)の生産再開に取り組む生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェ

ックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

ウ 県栽培管理基準の概要

(ア) 原木の管理

- ① 指標値以下の原木を使用する。
- ② 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う。

(イ) 低減対策の実施

- ① ほだ木はブロックや枕木などの上に置き,直接地面に付けない。
- ② ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。
- (ウ) しいたけ発生前ほだ木の検査 指標値以下のほだ木を使用する。
- (エ) しいたけの検査
 - 一般食品の基準値以下であることを確認する。
- エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に市の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

(2) 出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

宮城県は角田市と連携し、出荷制限解除後の角田市産原木しいたけの出荷について、県栽培管理基準に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な角田市産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理基準に即した生産を確認できた角田市内の生産者は,宮城県が認証 登録を行い,当該生産者及び角田市に通知する。また宮城県と角田市は,ホーム ページで承認登録者氏名・住所を公表し,JA,直売所,卸売市場等への周知を行 う。

認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し、 併せて認証登録通知の写しを添付する。 宮城県と角田市は、認証登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理基準に適合しないことが確認された場合や認証登録の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し登録を抹消する。

宮城県と角田市は、JA, 直売所、卸売市場等に対し、角田市産原木しいたけの 入荷の際には、生産者から提示された認証登録証をもとに、出荷可能な生産者の 出荷品であることの確認を要請する。また、認証登録証の提示がない場合や認証 登録された生産者でないことが判明した場合は、角田市に報告するよう依頼する。 宮城県と角田市は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

- ア 県栽培管理基準に基づく出荷前検査 ロットごとに1検体の出荷前検査
- イ 宮城県の定期的検査 出荷期間中に角田市内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は、速やかに角田市産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、宮城県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、宮城県が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって、当該生産者を認証登録した場合に出荷できるものとする。

- ア 県栽培管理基準に即した生産が確認できること。
- イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。
- ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

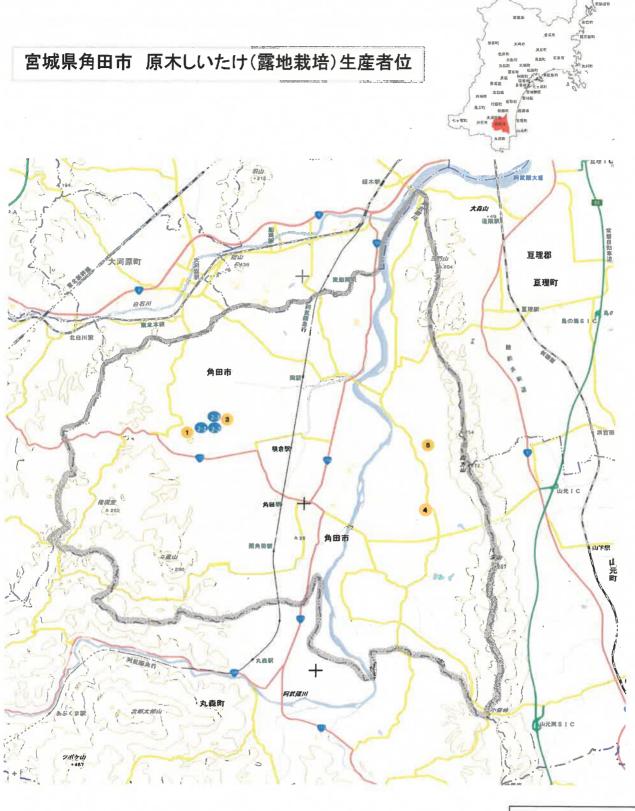
(6) 関係者への周知

宮城県は角田市と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を 図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県角田市の原木しいたけ(露地栽培)検査結果

生産者番号	所在地	ロット	結果判明日	きのこ	発生前ほだ木 (参考)
上连有留写	例在地	番号	和朱刊明口「	Cs合計	Cs合計
			-	(Bq/kg)	(Bq/kg)
			H29/11/4		5.0 <7.0
			HZ9/11/4		<7.0 <8.0
		1		3.1	₹0.0
			H29/11/9	<6.7	
			1120/11/0	<5.6	
				(0.0	<9.0
			H29/11/4		4.0
	角田市稲置	2			7.0
2	字小針14	2		<8.2	
			H29/12/22	<8.2	
				6.5	
					<9.0
			H29/11/4		8.0
		3			7.0
		U		<7.7	
			H29/11/9	<8.3	
				<7.4	
	P.				
IA /1 14/					
検体数				9	9
平均値			-	4.0	5.3
最大値				6.5	8.0
標準偏差				1.1	1.6

注:平均値等の算出には、ND(不検出)のデータについては、検出下限値の1/2を代入して計算した。



	凡例
	今回解除申請生産者
9	既解除生産者
9	生産休止中の生産者

出荷制限解除後の出荷管理と検査計画(案)

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示され宮城県村田町において産出されたしいたけ (露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)のうち、「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル (露地栽培編)」(以下「県栽培管理基準」という。)に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年4月4日に、村田町の原木しいたけ(露地栽培)1検体から一般食品の 基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウム(350Bq/kg)が検出されたため、同年4 月5日に出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、町内の指標値(50Bq/kg)を超過したほだ木を廃棄し、汚染度の低い原木を県外から導入し、入れ替えるとともに県栽培管理基準によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

今回、村田町内の生産者1名のほだ場について、県栽培管理基準に基づいた管理が確認できたことから、当該ロットの発生前ほだ木及び発生したしいたけの検査を実施した。

今回の検査の結果、きのこ(3 検体)は平均値 5.8 B q/kg、最大値 7.2 B q/kg ですべて基準値の 2 分の 1 以下となり、発生前ほだ木(3 検体)についても、平均値 5.8 B q/kg、最大値 1 1 B q/kg であったことから、基準値を超過するしいたけが 生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 宮城県村田町における管理計画

(1) 県栽培管理基準の実施

ア 生産者の管理

宮城県は村田町と連携し、村田町内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより、生産者及びほだ場の管理を行う。

イ 県栽培管理基準に即した生産の実施

宮城県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理基準により、村田町内で原木しいたけ(露地栽培)の生産再開に取り組む生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェ

ックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

ウ 県栽培管理基準の概要

(ア)原木の管理

- ① 指標値以下の原木を使用する。
- ② 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う。

(イ) 低減対策の実施

- ① ほだ木はブロックや枕木などの上に置き,直接地面に付けない。
- ② ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。
- (ウ) しいたけ発生前ほだ木の検査 指標値以下のほだ木を使用する。
- (エ) しいたけの検査
 - 一般食品の基準値以下であることを確認する。
- エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に市町村の廃棄物担当部署と相談の上、適切に 処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

(2) 出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

宮城県は村田町と連携し、出荷制限解除後の村田町産原木しいたけの出荷について、県栽培管理基準に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な村田町産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理基準に即した生産を確認できた村田町内の生産者は、宮城県が認証 登録を行い、当該生産者及び村田町に通知する。また宮城県と村田町は、ホーム ページで承認登録者氏名・住所を公表し、JA、直売所、卸売市場等への周知を行 う。

認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し、 併せて認証登録通知の写しを添付する。 宮城県と村田町は、認証登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理基準に適合しないことが確認された場合や認証登録の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し登録を抹消する。

宮城県と村田町は、JA, 直売所、卸売市場等に対し、村田町産原木しいたけの 入荷の際には、生産者から提示された認証登録証をもとに、出荷可能な生産者の 出荷品であることの確認を要請する。また、認証登録証の提示がない場合や認証 登録された生産者でないことが判明した場合は、村田町に報告するよう依頼する。 宮城県と村田町は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

- ア 県栽培管理基準に基づく出荷前検査 ロットごとに1検体の出荷前検査
- イ 宮城県の定期的検査 出荷期間中に村田町内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は、速やかに村田町産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、宮城県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、宮城県が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって、当該生産者を認証登録した場合に出荷できるものとする。

- ア 県栽培管理基準に即した生産が確認できること。
- イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。
- ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

(6) 関係者への周知

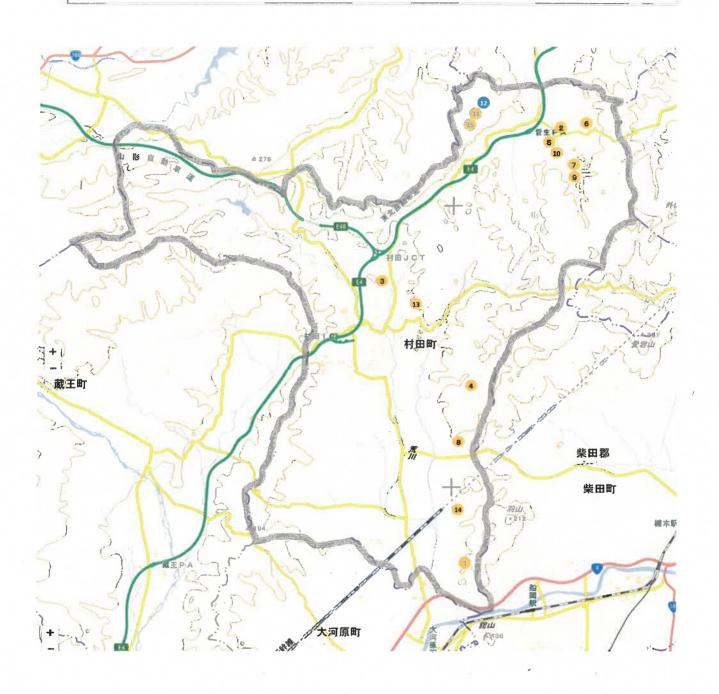
宮城県は村田町と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を 図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県村田町の原木しいたけ(露地栽培)検査結果

生産者番号	所在地	ロット	結果判明日	きのこ	発生前ほだ木 (参考)
жени	771 IZ-0	番号	442/(1/97)	Cs合計 (Bg/kg)	Cs合計 (Bq/kg)
					11.0
			H29/10/12		<7
12	村田町大字管生	1			3.0
	字道海前山地内			4.8	
			H30/1/25	5.3	
			1	7.2	
			-		
			-		
			-		
			-		
			-		
検体数				3	3
平均値				5.8	5.8
最大値				7.2	11
標準偏差				1.3	4.5

注:平均値等の算出には、ND(不検出)のデータについては、検出下限値の1/2を代入して計算した。

宮城県村田町 原木しいたけ(露地栽培)生産者位置図



	凡 例
	今回解除申請生産者
•	既解除生産者
0	生産休止中の生産者

平成 年

放射性物質低減のための

原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌(露地栽培)

購入や放射性物質の検査, 出下さい。) 栽培管理記録・・・・・・・ 出荷・販売記録・・・・・・・・	った証明となりますので、原木の出荷等を行った際に必ず記録して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■チェックシート <u>必須</u> は	必須項目です。
(行程ごとに実施したものをチ	
	•••••
植菌*******	4
<u>必須</u> 購入ほだ木の管	理⑤
	6
本伏せ・・・・・・・	·····⑦
ほだ木の洗浄・・	
<u>必須</u> 発生前ほだ木の	管理•••••
発生・休養・・・・・	
	•••••••
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
選別・包装・保管	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	通事項
■作業日誌(1月~12月)	
(作業を行った日に記載して	
栽培品目	生産者氏名
住所	
電話番号	

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる 限りの取組を行いましょう。

※栽培管理経費については、経費が発生した証拠となるため領収 書等と併せて記録保存しておきましょう。

【チェックシート①~③】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

よ い し い

【伐禄・立木購入,購入原木,原木の洗浄管理】

The second second								
行租番号	行機	区 分	取者本項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
⊖	自伐、立木購入	THE PERSON NAMED IN SEC.	・指標値(50bq/kg)以下の原木を使用しましたか				¥	
(後額)	の原木の管理	툒入時の健認、耿 秡	・粉塵、土、腐権層など付着、後触しないように、原木をプロックなどの上に置き、シートで覆いましたか					
0	计 一种 二种	24·20 23·02 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・指標値(50bq/kg)以下の原木を使用しましたか	14				
(歌灣)	第へが木の百名	(必須) 特人派小の旨年 時人時の確認、収放	・粉塵、土、腐植層など付着、後触しないように、原木をプロックなどの 上に置き、シートで覆いましたか		-			
6	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 -済 原木の放射性物質量 か	・流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を洗浄しました か					
	WAY CONFIDENCE	9年減	・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか	v				

【チェックシート④ー1~⑤】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

[植菌(野外・施設), 購入ほだ木の管理]

「神器(野外-施設).	【植菌(野外・施設)、購入ほだ木の管理】						2ページ
行程書号	行 糧	网	政裁等項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
₹			・原木、ほだ木はシート、ブロックなどの上に置き、直接地面に付かないようにしましたか					
⊕	植萬 野外	第500 第14 1414	・種菌は室内に保管しましたか					
		成的工作的同じの場合	・植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行いましたか					
			・使用器材はシートなどを使用し、直接地面と接触させないように置き ましたか。		202			
		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか				145	
			・表面土壌を取り除き、砂利、木材テップなどを敷きましたか					
			・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか					
	5	環境整備	・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか					
6	· 新雅 · 佐沙· ·		・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか					
7			・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか	a				
			・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄しましたか					
	180)	是世界	・ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか					
		MA31 LT1315 3 3 15 15 15	・種菌は室内に保管しましたか					
	-		・原木・ほだ木はシートやブロックなどの上に置き、直接地面につけない ようにしましたか。			24		
6	購入ほだ木の	_			5			
(新 公)	闡	蔣入時の確認、収扱	・粉塵、土、腐権層など付着、後触しないように、ほだ木をブロックなど の上に置き、シートで覆いましたか					

【チェックシート⑥−1】放射性物質低減のための原木きのこ(霧地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

行程番号	中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	区谷	取組率項	□ットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					E
-		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか					
		15. 15. 15. 15. 15.	・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉の除去をしましたか。					
			直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆いましたか					
			・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないように しましたか					
	WINE BY		・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷きましたか					
X		放射性物質量の低減	放射性物質量の低減 したか したか					
		th.	・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用しましたか					
			・ 貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。 貯水槽に堆積したごみ は回収し、汚染物として処理しましたか					
			・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用しましたか		ile.			

※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート®→2】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組専項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

42ーパージージージー

【仮伏せ(施設)の管理】

No.55 No.4 No.33 No.2 ロットNo.1 ・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常縁針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に待ち込む場合、原木・ほだ木に付着 した粉塵、土などを洗浄しましたか ・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないように しましたか ・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しま ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにするほか、 換気施設にフィルターをつけましたか 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか 既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか 表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか 施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか 堙 ・ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか 黑 盘 放射性物質量の低減 空間線量率の測定 农 環境整備 М 仮伏世 施設内 쨃 作 行粗番号 7 @

【チェックシート①-1, ⑧】放射性物質低減のための原木きのこ(霧地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

ジーペロジ

[本伏中(墹女), [中代十の洋帯僧祖]

No.55 No.4 8.3 No.2 ロシトNo.1 ・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を 除いて使用しましたか ・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用し ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ご とに寒冷紗・遮光ネットで覆いましたか 既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行いま ・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷きましたか 散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しま ・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップな ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を ・浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラン等によりほだ木を洗浄しましたか ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、 鹿沼土など使用しましたか ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか 洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか 肾 歐 どを敷きましたか 除去しましたか 放射性物質量の低減 ほだ木の放射性物質量の低減 空間線量率の測定 尔 酯某物症 M **まだ木の洗浄** 本伏世 野外 Щ 作 行程番号 <u>6</u> **©**

【チェックシート⑦ー2, ⑧】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo欄に実施した取組事項にOをしてください。

【本伏せ(施設)の管理】

生産者氏名(

ジー20

No.5

No.4

化解

-	-	_	-		_		+-	-			-			-
No.3										-				
No.2			*											
ロットNo.1														
取能等項	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか	・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか	・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか	・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか	・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか	・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着した粉塵、土などを洗浄しましたか	・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにするほか、換気施設に フィルターをつけましたか	・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないように しましたか	・ハウス内の清福、洗浄を行いましたか	・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか	・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか	・浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラン等によりほだ木を洗浄しましたか	・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか
M \$	空間線量率の測定			環境整備	24				然ガラ神路をする年				ほだ木の放射性物質	はたからがす 量の低減
竹							女女女 角製工						を サンド	また小りが手
行程番号	24	83					7 7 9						6	•

【チェックシート③, ⑩】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

パーペー

【発生前検査・発生・休養の管理】

行程番号	4 位	双	取相等項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
影(松)	③(必須) 発生前ほだ木の 管理) ほだ木の放射性物質 検査	-指標値(50Bg/kg)以下のほだ木を使用していますか					
•		空間線量率の測定	空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
			下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか					
		環境整備	スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去しましたか					
			・既存人工ほだ場は、遮光ネットの張り替え、洗浄を行いましたか					
			・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ご とに寒冷紗・遮光ネットで覆いましたか					
•	祭件 朱華 問点		・休養工程では、ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面に つけないようにしましたか					
•		2	・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木村チップ、かや、シートなどを敷きましたか		*			
		就 世) 电 图 學 岩 语 年	・没水、散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しましたか					
		14/23 14/21 14 0 万元	・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を 除いて使用しましたか					
			・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか	v				
		986 U	・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用し ましたか					
・原木クリタケ報 度沼土など使用			・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、 鹿沼土など使用しましたか					

※必須申戌は国のガイトフィンで必須となっている事項で、田何制政解除の際は必ず行う必要があります。※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑪~⑥】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

シーペの

【収穫・被衝・乾燥・減別の管理】

%.5 No.4 No.3 % 20.2 ロットNo.1 ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか ・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか ・気品の補着値(100bg/kg)以下であることを強弱しましたか 放射性物質量の低減 |・収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管しましたか 使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃しましたか ・乾燥は室内で行い、天日乾燥はしていませんか。 ・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか ・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに満掃しましたか 原 包装資材は室内で保管しましたか ・選別・包装は室内で行いましたか 픲 放射性物質量の低減 放射性物質量の低減 きのこの放射性物質 検査 尔 環境整備 環境整備 X 選別·包装·保管 翢 (の(必須) 寺のこの管理 乾燥 作 収穫 行程番号 **(2)**

[チェックシート共通]放射性物質低減のための原木きのこ(霧地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

【共通の管理】

生産者氏名(

いー%の

世

行程書号 行 程	区 分	取相率項	DWFNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
	ロット管理	・ほだ木のロット管理を徹底しましたか					
	体内への放射性物質 の取込防止	・帽子、マスク、手袋、長靴を着用しましたか	-				
	体内への放射性物質 の取込防止	・手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄しましたか					
押	使用機械等の放射性 物質量の低減	使用機械等の放射性 物質量の低減 いように保管しましたか					
	放射性物質汚染物の	・処分方法が決まった場合は、執行者の指示に従い処分する					
	心 分	・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せましたか					
	トレーサビリティダ応	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間記録、保存する。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定しましたか		-			

ジーペー

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理, 原木・ほだ木・きのこの管理) (生産者氏名 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記録シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごと3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

	THE PART OF THE PA	100 B	コンドョゼ(後げ、種類、個階 年か、同しもの名「シのロッドCO へんだい。)		目伐立者	自伐・立木購入の原木・購入原木の管理	の管理	П
	種類(林内, 裸地. 人工, ハウス)	超年年	数	調達方法 (自伐, 立木 選入, 原木 原大, 原木	產地•業者名	放射性物質濃度測定機関	放射性物質濃度測定 (セックム134+セックム137) 機関 (Bq/kg)	
,							Θ	Bq/kg
						\$	8	Bq/kg
							8	Bq/kg
		14					⊕	Bq/kg
								Bq/kg
			8				8	Bq/kg
):		1963	⊕	Bq/kg
						10/6	8	Bq/kg
							B ©	Bq/kg
							®	Bq/kg
							8	Bq/kg
	٠			ť			<u>6</u>	·Bq/kg
	-						B	Bq/kg
								Bq/kg
٠		ř					@	Ba/kg

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理, 原木・ぼだ木・きのこの管理) (生産者氏名 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記錄シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごと3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

	2	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	
きのこの管理	放射性物質濃度 (センウム134キセンウム137) (Bq/kg)	⊕	8	©	⊕	<u>©</u>	6	⊖	0	·	⊖	<u>@</u>	69	⊖	0	
#\$U	放射性物質濃度測定機關															
発生前ほだ木の管理	放射性物質濃度 (センウム134+センウム 137) (bq/kg)							No.		9						
発生育	放射性物質 濃度 測定年月日	М			11						117					
購入ほだ木管理	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)	⊕ Bq/kg	@ Bq/kg	Bq/kg	① Bq/kg	Ø Bq/kg	3 Bq/kg	① Bq/kg	② Bq/kg	③ Bq/kg	(T) Bq/kg	② Bq/kg	© Bq/kg	① Bq/kg	② Bq/kg	
	放射性物 質濃度 測定年月 日							:								
	施达•練者名															
	慢														×	
	シト梅中		-			64			က			4			ro	

【記録シート②】出荷・販売記録シート(生産者氏名

No.	ほだ場 ロット番号 ※シート① から選択	出荷·販売月日	出荷·販売相手	出荷箱数	正味総重量(kg)
1		:-			
2					
. 3			·		
4		3+1	**		
5		181			s
6					
7					
8					
9					
10			1		
11			at 2		
12					
13					
14					
15					
16	-				2
17					
18					
19					
20					

【記録シート③】栽培管理経費記録記録シート(生産者氏名

※裏面に領収証等を貼付してください。 ※行程番号はチェックシートの行程番号を記載して下さい。

行程 番号※	年月日	支出内訳	金額(円) 消費税込	備考
	-			
				= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
		4,		
,				
			·	
			·	
		14		

関係書類添付欄

(栽培管理に	関係する	領収書,	契約書	写し等)	

	2011		
1			
			22
1			
		, the second sec	
II.			
			287
1		2	
			1
L.			
			1
1			
			*
		· _ =	
1			
	1,000		
	8		
	ıñ.		
			1
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		,	